

## 第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

**A-1** 次の事項のうち、海上移動業務の無線局の免許を受けようとする者が、免許の申請書に添えて総務大臣に提出する書類（無線局事項書及び工事設計書）に記載する事項に該当しないものはどれか。電波法（第6条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 目的、開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項並びに無線設備の設置場所
- 2 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 3 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 4 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日

**A-2** 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、**A**は、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び**B**並びに**C**（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、**D**を省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 工事が落成したとき	員数	時計及び書類	その一部
2 工事落成の期限の日に なったとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて 無線設備の操作を行う者を含む。）	計器及び予備品	当該検査
3 工事が落成したとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて 無線設備の操作を行う者を含む。）	時計及び書類	その一部
4 工事落成の期限の日に なったとき	員数	計器及び予備品	当該検査

**A-3** 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、**A**を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ**B**なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

A	B
1 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	総務大臣に届け出
2 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	総務大臣の許可を受け
3 通信事項若しくは無線設備の設置場所	総務大臣に届け出
4 通信事項若しくは無線設備の設置場所	総務大臣の許可を受け

A-4 無線局の免許の有効期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して10年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
- 3 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限である。
- 4 海岸局の免許の有効期間は、5年である。

A-5 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局の無線設備に備えなければならない遭難自動通報設備の機器に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶自動識別装置
- 2 捜索救助用位置指示送信装置
- 3 衛星非常用位置指示無線標識
- 4 捜索救助用レーダートランスポンダ

A-6 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、無線局の主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信を行ったときに総務大臣に報告すること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置をとることを含む。）。

A-7 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の□Aを行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。  
注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める□Bを有し、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の□Aに関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から□Cを経過していないとき。

A	B	C
1 操作及び運用	無線従事者の資格及び業務経験	5年
2 操作及び運用	無線従事者の資格	3年
3 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経験	3年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A-8 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第43条の2まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2, 187.5kHz、4, 207.5kHz、6, 312kHz、8, 414.5kHz、12, 577kHz若しくは16, 804.5kHz又はF2B電波□Aの指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までの周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波2, 187.5kHz  
(2) F1B電波8, 414.5kHz  
(3) F1B電波4, 207.5kHz、6, 312kHz、12, 577kHz及び16, 804.5kHz（船舶局の場合にあっては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な□Bとする。）  
(4) F2B電波□A
- ② 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、□C、その周波数で聴守をしなければならない。

A	B	C
1 156.525MHz	一の周波数	その運用義務時間中
2 156.525MHz	二の周波数	常時
3 156.65MHz	二の周波数	その運用義務時間中
4 156.65MHz	一の周波数	常時

A-9 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条から第8条まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の□A以上、□B、その機能を確かめておかなければならない。
- ② 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。
- ③ ①及び②の義務船舶局においては、それぞれ①及び②により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Cに通知しなければならない。

A	B	C
1 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	船舶の責任者
2 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	主任無線従事者
3 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	主任無線従事者
4 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	船舶の責任者

A-10 無線電話通信における一般通信方法に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2、第23条、第26条、第31条、第18条及び別表第4号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の語を送信するものとする。
- 2 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の語を前置して正しく送信した適当の語字から更に送信しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞<sup>おそれ</sup>があるときは、その空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代りに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-11 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について述べたものである（注）。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次により行うものとする。
- （1）海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔において2回送信することができる。
- （2）船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔において2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくともAを置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあってはBに応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- （1）呼出しの種類 （2）相手局の識別信号 （3）通報の種類 （4）自局の識別信号  
（5）通報の型式 （6）通報の周波数等 （7）終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、「通報の周波数等」にCを明示するものとする。

	A	B	C
1	15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2	15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4	10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等

A-12 航空局等における遭難通信及び緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、すべての電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 3 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 4 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A-13 安全通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局は、安全信号又は安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者に通知するとともに海上保安庁に通報しなければならない。

A-14 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、**□** 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を **A** へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、**B** 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- (1) 各局 3回  
(2) こちらは 1回  
(3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回  
(4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回  
(5) 海上移動業務識別 1回  
(6) 遭難警報取消し 1回  
(7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、**C** しなければならない。

A	B	C
1 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
4 適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復

A-15 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は通信の相手方、通信事項若しくは無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A-16 免許人は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を速やかに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。

A-17 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。
- (1) □Aを行ったとき。
- (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、□Bとき。
- ② 総務大臣は、□Cその他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあっては、□Dときに限り、安全通信にあっては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
2 遭難通信、緊急通信又は安全通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した
3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
4 遭難通信、緊急通信又は安全通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した

A-18 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A、□B受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□C探知し及び識別するために協力することを約束する。

A	B	C
1 いざれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の下にある局を
2 自国の領域内で発せられた場合には	速やかにこれを	自国の管轄の下にある局を
3 いざれから発せられたかを問わず	速やかにこれを	いざれの国の管轄の下にある局をも
4 自国の領域内で発せられた場合には	絶対的優先順位において	いざれの国の管轄の下にある局をも

A-19 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- 2 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- 3 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 4 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約（附属書第4章第6規則）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と□Aに両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- (2) できる限り□Bに設けること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しあつ□Cを備えること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

A	B	C
1 電気的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	必要に応じて取り外しができるもの
2 電気的	航海船橋に近い位置	恒久的に取り付けられたもの
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	恒久的に取り付けられたもの
4 電磁的	航海船橋に近い位置	必要に応じて取り外しができるもの

B-1 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波の型式 の記号	電波の型式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 2 D	振幅変調で両側波帶	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	□ア
F 7 X	角度変調で周波数変調	□イ	その他のもの
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	□ウ
J 3 E	□エ	□オ	電話（音響の放送を含む。）

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 1 ファクシミリ               | 2 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令     |
| 3 アナログ信号である2以上のチャネルのもの | 4 デジタル信号である2以上のチャネルのもの |
| 5 電信（聴覚受信を目的とするもの）     | 6 電信（自動受信を目的とするもの）     |
| 7 振幅変調で低減搬送波による単側波帶    | 8 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帶    |
| 9 デジタル信号である単一チャネルのもの   | 10 アナログ信号である単一チャネルのもの  |

B-2 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□アに行われる□イを傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② □ウの秘密を漏らし、又は窃用した者は、□エに処する。
- ③ □オがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- |                    |                       |        |             |
|--------------------|-----------------------|--------|-------------|
| 1 総務省令で定める周波数を使用して | 2 特定の相手方に対して          | 3 無線通信 | 4 暗語による無線通信 |
| 5 無線局の取扱中に係る無線通信   | 6 無線局の取扱中に係る暗語による無線通信 |        |             |
| 7 50万円以下の罰金        | 8 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |        |             |
| 9 無線通信の業務に従事する者    | 10 免許人又は無線従事者         |        |             |

B-3 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難呼出しは、特定の無線局に **ア**。
- ② 遭難呼出しを行った無線局は、**イ**、遭難通報を送信しなければならない。
- ③ 遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。
- (1) 「**ウ**」又は「遭難」
- (2) 遭難した **エ**
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の **オ** 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ④ ③の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。
- 1 あてなければならない 2 あててはならない 3 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて  
4 その遭難呼出しに対して応答があったときは、できる限り速やかに  
5 メーデー 6 ディストレス 7 船舶又は航空機の所有者又は運行者  
8 船舶又は航空機の名称又は識別 9 種類 10 時刻

B-4 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- イ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。
- ウ 無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、主たる通信操作を行う場所の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- エ 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付するものとし、免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- オ 免許人は、免許状を破損したために免許状の再交付を申請しようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならず、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄しなければならない。

B-5 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難警報とは、地上無線通信で使用される周波数帯での遭難呼出フォーマットを使ったデジタル選択呼出し（DSC）又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットのことをいう。
- イ 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ウ 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信する非常に緊急な通報を有していることを示す。
- エ 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- オ 遭難警報若しくは遭難呼出し及びそれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者又は移動局若しくは移動地球局の責任者の権限に基づいてのみ送信する。